

地方就職支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

地方就職支援金の交付申請に当たり、次の事項について誓約及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 桜井市地方就職支援金交付要綱第3条に規定する対象者要件について、該当する全ての要件を満たしています。
- (2) 地方就職支援金に関する報告及び調査について、奈良県知事又は市長から求められた場合には、これに応じます。
- (3) 次に掲げる場合には、桜井市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - イ 申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - ウ 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合
(申請時に既に本市に住民票がある場合を除く)：全額
 - エ 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合
(退職日から3ヶ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)：全額
 - オ 転入日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - カ 転入日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 上記1(3)の誓約事項が遵守されているか確認するために、市長が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 奈良県知事及び市長が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、市区町村、就業先に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

(宛先) 桜井市長

住所
申請者
氏名